

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20231108	株式会社ヒロハイ・コーポレーション(法人番号2240001028089) 代表者澤本俊一	広島県廿日市市宮内1丁目1-3	本社	広島県廿日市市宮内1丁目1-3	輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号及び同条第4項	令和5年1月10日及び同年4月19日、死亡事故を端緒として監査を実施。5件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項及び第3項)、(3)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(4)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(5)業務記録の記録事項義務違反(安全規則第8条)	2	2
20231114	岡野早苗	岡山県玉野市用吉1196-1	本店営業所	岡山県倉敷市児島田の口7丁目3719-6	輸送施設の使用停止(70日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第9条第1項、法第17条第1項第1号及び同条第4項	令和5年4月11日及び同年5月2日、情報提供を端緒として監査を実施。8件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(車庫(貨物自動車運送事業法施行規則(以下「施行規則」)第2条第1項第4号)、(2)事業計画の変更認可違反(休憩・睡眠施設)(施行規則第2条第1項第5号)、(3)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(4)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項及び第3項)、(5)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(6)業務記録の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(7)運行指示書の作成義務違反(安全規則第9条の3第1項)、(8)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)	7	7
20231114	株式会社エネルギーセンター鳥取(法人番号6270001002368) 代表者山田正	鳥取県鳥取市五反田町5番地	鳥取営業所	鳥取県鳥取市五反田町5番地	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和5年7月27日、死亡事故を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)業務記録の記録事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第8条)、(2)運転者等台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)	0	0

20231120	有限会社ショウダ(法人番号8250002003118) 代表庄田繁男	山口県防府市三田尻3丁目12-11	本社営業所	山口県防府市三田尻3丁目12-11	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号、同条第1項第2号、及び同条第4項	令和4年11月11日、令和5年1月20日及び同年2月9日、死亡事故を端緒として監査を実施。10件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)疾病、疲労等のおそれのある乗務禁止違反(安全規則第3条第6項)、(3)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(4)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(5)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条第1項)、(6)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(7)運転者に対する指導監督の記録義務違反(安全規則第10条第1項)、(8)特定の運転者に対する特別な指導義務違反(安全規則第10条第2項)、(9)整備管理者の研修受講義務違反(安全規則第3条の4)、(10)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	6	6
20231127	株式会社アイン(法人番号1250001011094) 代表者秋田大雅	山口県岩国市門前町1丁目6-16	本社営業所	山口県岩国市門前町1丁目6-16	輸送施設の使用停止(30日車)	貨物自動車運送事業法第17条第3項	令和5年8月10日、過積載運行を行ったとして山口県公安委員会から通知を受けたことを端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。過積載運送(貨物自動車運送事業法第17条第3項)	3	3
20231129	リソー・ロジック株式会社(法人番号9470001004291) 代表者横川敏夫	香川県綾歌郡綾川町陶丸山1059-2	岡山支店	岡山県岡山市南区植松568-1	輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号及び同条第4項	令和5年4月7日及び同年5月18日、情報提供を端緒として監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項及び第3項)、(3)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(4)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(5)業務記録の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(6)運行指示書の記載事項義務違反(安全規則第9条の3第1項)	2	2
20231129	実勝運輸有限公司(法人番号6240002018572) 代表者小川晋悟	広島県広島市安佐南区伴西二丁目4番1号	本社営業所	広島県広島市安佐南区伴西2丁目4-1	輸送施設の使用停止(10日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号及び同条第4項	令和5年4月20日、同年5月24日及び同年5月31日、酒気帯び運転を端緒として監査を実施。4件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)乗務時間等告示のなお書き遵守違反(安全規則第3条第4号)、(3)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(4)業務記録の記録事項義務違反(安全規則第8条)	1	1